

## 議案第38号

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2024年3月29日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、次の理由により改正するものです。

- (1) 総務部総務課が新たに定める決裁区分設定基準を踏まえ、決裁区分を見直すため
- (2) 学務課の個別決裁事項の合議先を改めるため
- (3) 事務の廃止に伴い、関係する規定を整理するため

別紙のとおり、町田市教育委員会事務決裁規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

## 1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 総務部総務課が新たに定める決裁区分設定基準を踏まえ、決裁区分を見直すため
- (2) 学務課の個別決裁事項の合議先を改めるため
- (3) 事務の廃止に伴い、関係する規定を整理するため

## 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 教育長が不在のときの第二次代決者に主管部次長を、第三次代決者にあらかじめ主管部長が指定する課長を加えます。(別表第1関係)
- (2) 共通決裁事項の庶務に関する事項の一部の項目について決裁区分を改めます。(別表第2の1の項関係)
- (3) 共通決裁事項の人事に関する事項のうち旅行命令及び復命に関する項目を1つにまとめるとともに、決裁区分を改めます。(別表第2の2の項関係)
- (4) 個別決裁事項について、次のとおり規定を整備します。
  - ア 教育総務課に関する事項及び指導課に関する事項の一部の項目について決裁区分を改めます。(別表第3の1の項及び6の項関係)
  - イ 学務課に関する事項のうち「教育人口推計及び学事統計を行うこと。」の合議先に新たな学校づくり推進課長及び教育センター所長を加えます。(別表第3の4の項関係)
  - ウ 指導課に関する事項及び教育センターに関する事項のうち廃止された事務に係る規定を削ります。(別表第3の6の項及び7の項関係)
- (5) その他文言の整理を行います。

## 3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会事務決裁規程（平成13年3月町田市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

別表第1（第5条関係）

決裁責任者	第一次代決者	第二次代決者	第三次代決者
教育長	主管部長	<u>主管部次長（主管事務に限る。）</u>	<u>あらかじめ主管部長が指定する課長</u>
略	略	略	略

別表第2（第8条関係）

共通決裁事項

1 庶務に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略
(4) <u>通達及び依命通達</u> を発すること。	<u>通達</u>	<u>依命通達</u>			
略	略	略	略	略	略
(6) 行政手続法等に基づく審査基準等を定めること。		<u>○</u>			

改正前

別表第1（第5条関係）

決裁責任者	第一次代決者	第二次代決者	第三次代決者
教育長	主管部長		
略	略	略	略

別表第2（第8条関係）

共通決裁事項

1 庶務に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略
(4) <u>訓令及び通達等</u> を発すること。	<u>○</u>				
略	略	略	略	略	略
(6) 行政手続法等に基づく審査基準等を定めること。		<u>重要なもの</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	

略	略	略	略	略	略
(13) <u>告訴又は告発</u> をすること。	○				
略	略	略	略	略	略

2 人事に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略
(9) <u>旅行を命令し、復命を受けること。</u>	部長	次長 課長 教育機関の長	担当課長 係長以下	担当課長 係長以下	

略	略	略	略	略	略
(13) <u>罰金刑等の告</u> 発をすること。	○				
略	略	略	略	略	略

2 人事に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
略	略	略	略	略	略
(9) <u>宿泊を要する旅行を命令し、復命を受けること（国内旅行に限る。）。</u>	部長 次長 課長 教育機関の長	担当課長 係長以下			
(10) <u>宿泊を要しない旅行を命令し、復命を受けること（国内旅行に限る。）。</u>	部長	次長 課長 教育機関の長	担当課長 係長以下	担当課長 係長以下	
(11) <u>外国旅行を命令し、復命を受けるこ</u>	○				

(10) 略	略	略	略	略	略
(11) 略	略	略	略	略	略
(12) 略	略	略	略	略	略
(13) 略	略	略	略	略	略
(14) 略	略	略	略	略	略
(15) 略	略	略	略	略	略
(16) 略	略	略	略	略	略
(17) 略	略	略	略	略	略
(18) 略	略	略	略	略	略

3 略

4 工事に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
(1) 略	略	略	略	略	略
(2) 略	略	略	略	略	略
(3) 略	略	略	略	略	略

と。

(12) 略	略	略	略	略	略
(13) 略	略	略	略	略	略
(14) 略	略	略	略	略	略
(15) 略	略	略	略	略	略
(16) 略	略	略	略	略	略
(17) 略	略	略	略	略	略
(18) 略	略	略	略	略	略
(19) 略	略	略	略	略	略
(20) 略	略	略	略	略	略

3 略

4 工事に関する事項

項目	教育長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機関の長	
(1) 工事施行に伴う不動産借受けの決定及び契約をすること。		○			
(2) 略	略	略	略	略	略
(3) 略	略	略	略	略	略
(4) 略	略	略	略	略	略

(4) 略	略	略	略	略	略
(5) 略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1 教育総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(6) 職員の兼業を許可すること。	部長	部長以外の職員		
(7) 別表第2の2の項第13号に定めるもの以外の職務免除を承認すること。	部長	部長以外の職員		
(8) 市費負担職員の育児休業及び配偶者同行休業並びに職員の部分休業、子育て部分休暇、介護休暇及び介護時間を承	部長	部長以外の職員		

(5) 略	略	略	略	略	略
(6) 略	略	略	略	略	略

備考

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1 教育総務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(6) 職員の兼業を許可すること。	○			
(7) 別表第2の人事に関する事項の項第15号に定めるもの以外の職務免除を承認すること。		○		
(8) 市費負担職員の育児休業及び配偶者同行休業並びに職員の部分休業、子育て部分休暇、介護休暇及び介護時間を承		○		

認すること。				
略	略	略	略	略
(20) 職員の分限処分 のうち、休職及び 降給を行うこと。	○	○ (部長以外の職員 の病気休職に 限る。)		
略	略	略	略	略

備考 略

2・3 略

4 学務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(5) 教育人口推計及び学事統計を行うこと。	○			教育総務課長 <u>新たな学校づくり推進課長</u> 施設課長 保健給食課長 指導課長 教育センター所長
略	略	略	略	略

5 略

6 指導課に関する事項

項目	教育長	専決区分	合議
----	-----	------	----

認すること。				
略	略	略	略	略
(20) 職員の分限処分 のうち、休職及び 降給を行うこと。	○			
略	略	略	略	略

備考 略

2・3 略

4 学務課に関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(5) 教育人口推計及び学事統計を行うこと。	○			教育総務課長 施設課長 保健給食課長 指導課長
略	略	略	略	略

5 略

6 指導課に関する事項

項目	教育長	専決区分	合議
----	-----	------	----

		部長	課長	先
略	略	略	略	略
<u>(6)</u> 略	略	略	略	略
<u>(7)</u> 略	略	略	略	略
<u>(8)</u> 略	略	略	略	略
<u>(9)</u> 略	略	略	略	略
<u>(10)</u> 略	略	略	略	略
<u>(11)</u> 都費負担教職員の人事考課に係る事務を処理すること。	校長 副校長	校長及び副校長以外の職員		
<u>(12)</u> 教員の在外教育施設派遣に係る事務を処理すること。	校長 副校長	校長及び副校長以外の教員		
<u>(13)</u> 都費負担教職員の兼業の許可及び教育に関する兼職等の承認をすること。		○		
<u>(14)</u> 略	略	略	略	略
<u>(15)</u> 略	略	略	略	略

		部長	課長	先
略	略	略	略	略
<u>(6)</u> 外国人国際理解教育指導補助者派遣校を決定すること。	○			
<u>(7)</u> 略	略	略	略	略
<u>(8)</u> 略	略	略	略	略
<u>(9)</u> 略	略	略	略	略
<u>(10)</u> 略	略	略	略	略
<u>(11)</u> 略	略	略	略	略
<u>(12)</u> 都費負担教職員の人事考課に係る事務を処理すること。	○			
<u>(13)</u> 教員の在外教育施設派遣に係る事務を処理すること。	○			
<u>(14)</u> 都費負担教職員の兼業の許可及び教育に関する兼職等の承認をすること。	○			
<u>(15)</u> 略	略	略	略	略
<u>(16)</u> 略	略	略	略	略

(16) 略	略	略	略	略
(17) 略	略	略	略	略
(18) 略	略	略	略	略
(19) 略	略	略	略	略
(20) 略	略	略	略	略
(21) 都費負担教職員の休職に係る事務を処理すること。	校長 副校長	校長及び副校長以外の職員		
(22) 都費負担教職員の配偶者同行休業に係る事務を処理すること。	校長 副校長	校長及び副校長以外の職員		
(23) 略	略	略	略	略
(24) 略	略	略	略	略

7 教育センターに関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(9) 略	略	略	略	略

8～10 略

(17) 略	略	略	略	略
(18) 略	略	略	略	略
(19) 略	略	略	略	略
(20) 略	略	略	略	略
(21) 略	略	略	略	略
(22) 都費負担教職員の休職に係る事務を処理すること。	○			
(23) 都費負担教職員の配偶者同行休業に係る事務を処理すること。	○			
(24) 略	略	略	略	略
(25) 略	略	略	略	略

7 教育センターに関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略
(9) まちだJUKU専門チームの派遣を決定すること。			○	
(10) 略	略	略	略	略

8～10 略

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。